【報告事項１】
インセンティブ制度に係る平成30年度実績
【平成30年４月～平成31年3月分 速報値】

インセンティブ制度に係る平成30年度実績 【平成30年４月～平成31年３月分 速報値】

○ インセンティブ制度に係る平成30年度実績については、平成30年12月に開催した第95回運営委員会において、上半期分（４月～９月）をお示ししたところ。

○ 今般、平成30年度実績の通年分（４月～３月）の速報値として、次ページ以降に、各支部における評価指標の得点及び保険料率（平成31年度保険料率を仮定）に反映した場合の集計を行った。

※ 今般の平成30年度実績の通年分（４月～３月）は速報値であることから、確定値とは数値に変動がありえることに留意する必要がある。

○ 今後、11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値をお示しするとともに、平成30年度実績の検証内容及び令和２年度の評価方法の案等をお示しする予定である。

実績データの前提条件について

＜平成30年度実績（平成30年４月～平成31年3月分）について＞

○ 平成30年度の実績については、令和元年7月時点で集計できるデータを活用をしていることから、各評価指標の対象月は以下のとおりとなる。

【指標１】特定健診等の実施率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成30年４月～平成31年３月

【指標２】特定保健指導の実施率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 同上

【指標３】特定保健指導対象者の減少率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 同上

【指標４】医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 ・・・ 平成30年４月～12月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から３か月後までに医療機関を受診した者

【指標５】後発医薬品の使用割合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 平成30年４月～平成31年３月

平成30年度（4月～3月速報値）のデータを用いた実績

５つの評価指標の総得点及び各評価指標の全国平均との差

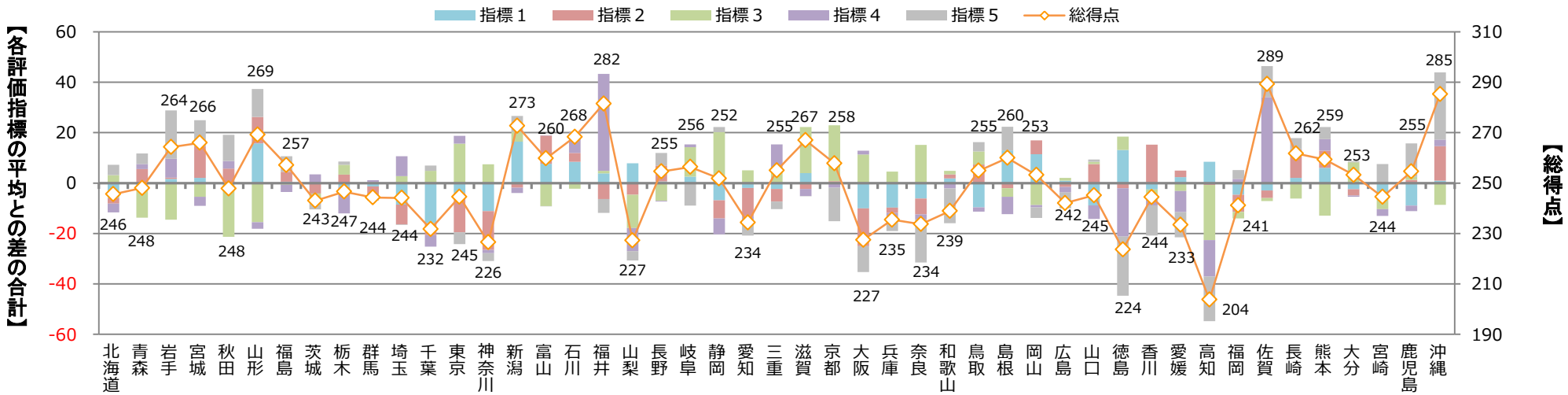

指標１．特定健診等実施率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

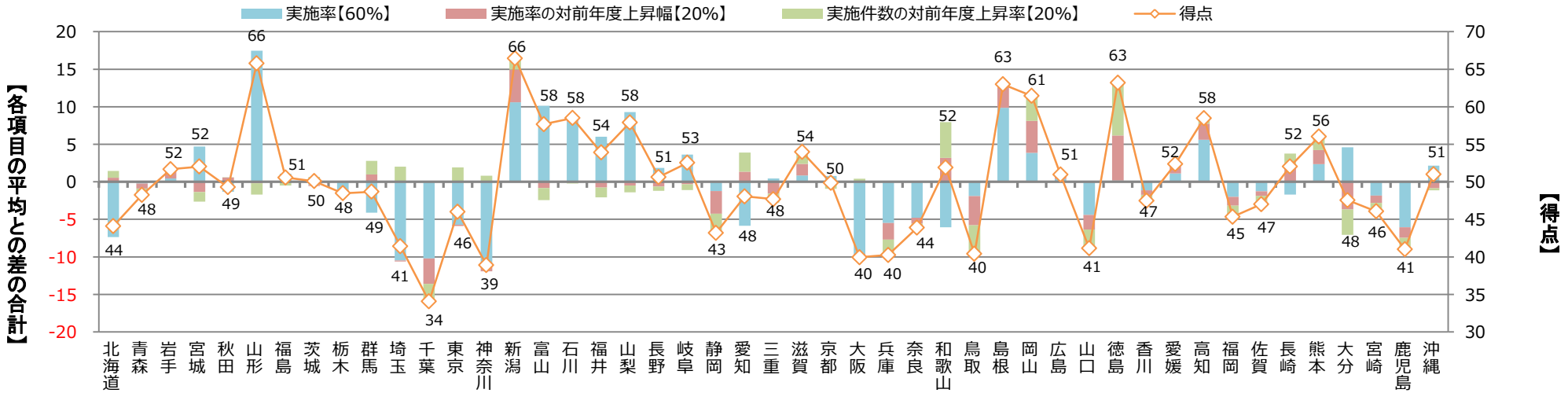

平成30年度（4月～3月速報値）のデータを用いた実績

指標２．特定保健指導実施率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

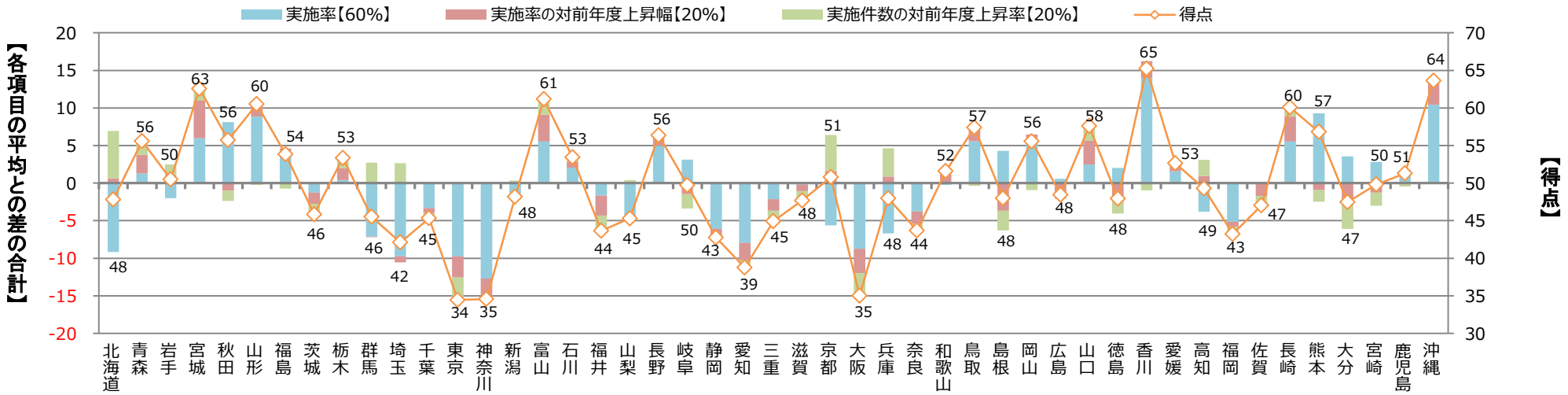

指標３．特定保健指導対象者の減少率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

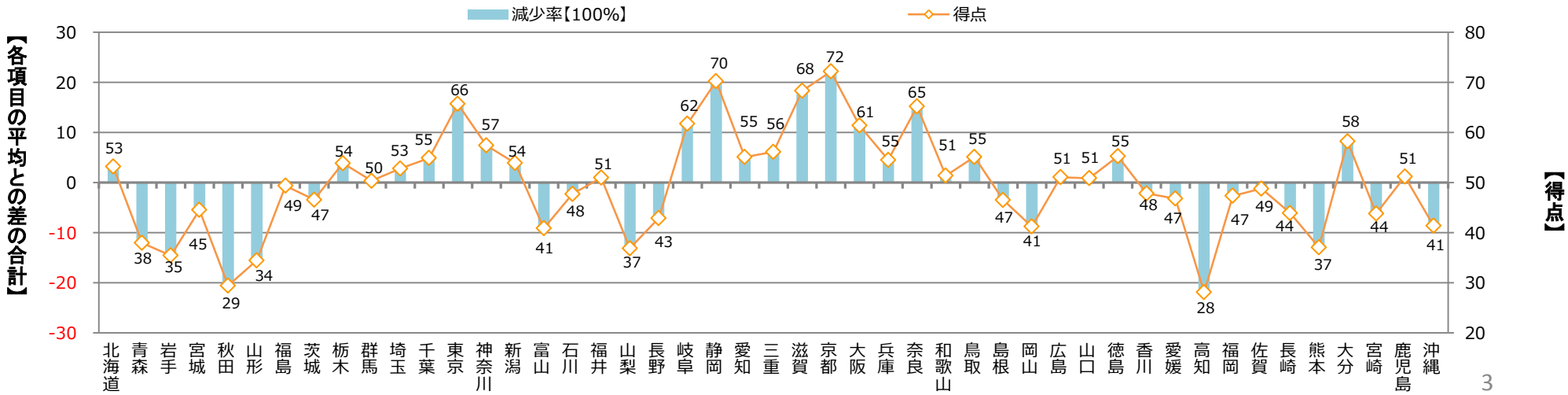

平成30年度（4月～3月速報値）のデータを用いた実績

指標４．医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

※４月～12月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から３か月後までに医療機関を受診した者

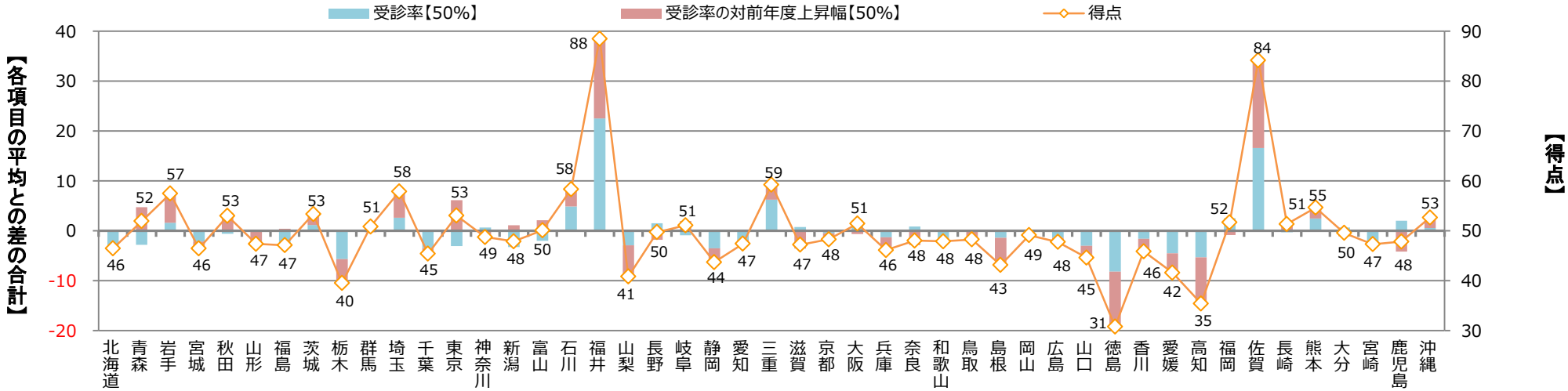

指標５．後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

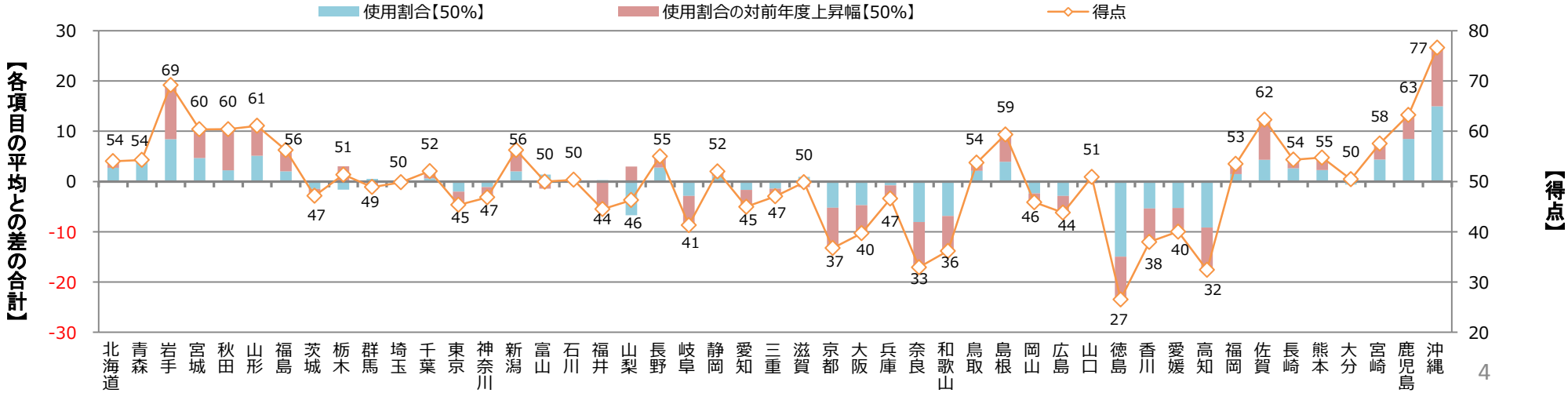

平成30年度（４月～3月速報値）のデータを用いた実績

【平成30年度（2018年度）実績評価 ⇒ 令和２年度（2020年度）保険料率へ反映した場合の試算】

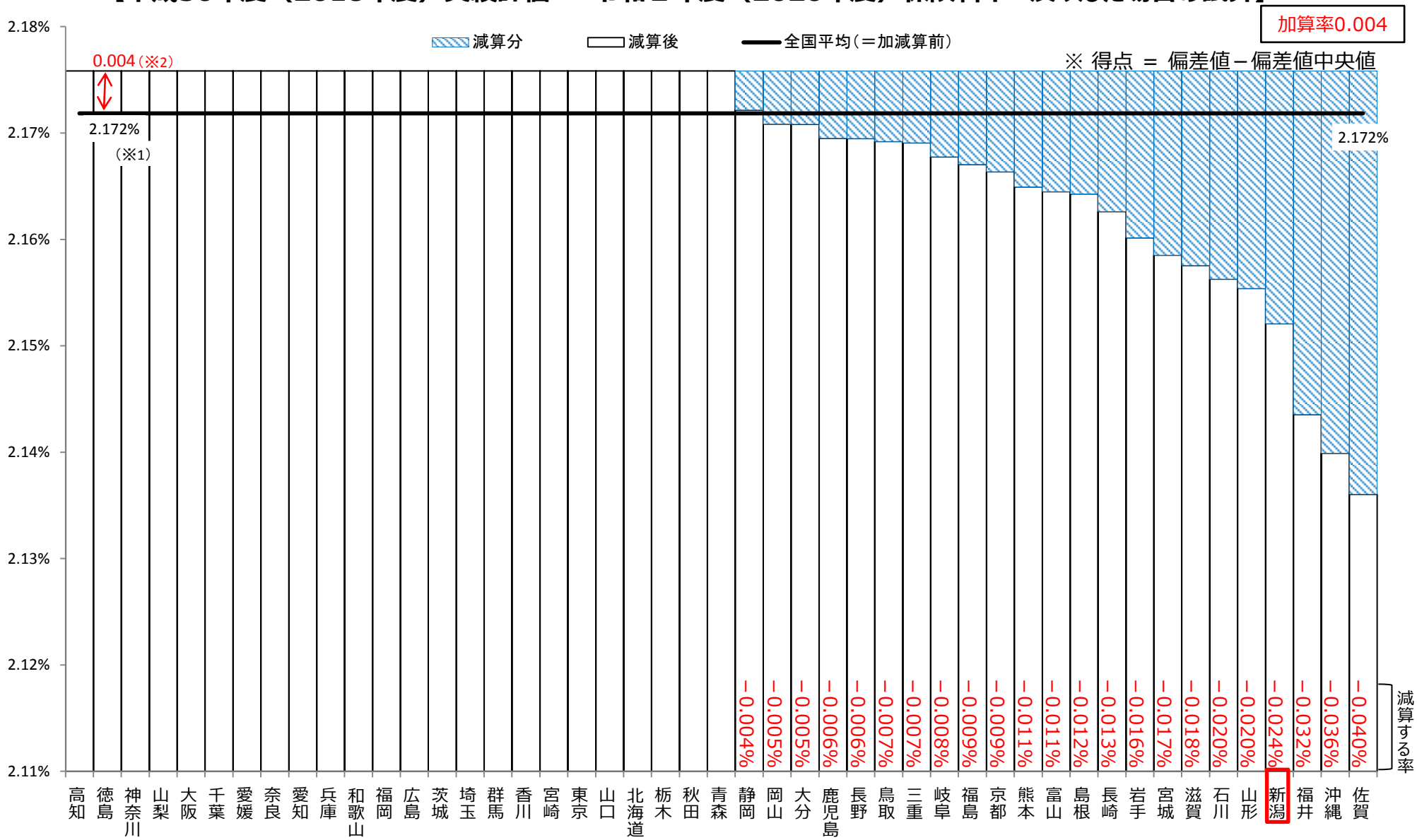

※1　2.172%とは、平成31年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。
※2　令和２年度（2020年度）保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度（2018年度）総報酬額の実績に0.004%を乗じて令和２年度総報酬額の見込み額を除して計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催　第91回運営委員会資料　資料３」に掲載。）

新潟支部の現状（平成30年度（4月～3月）データを用いた速報値）

	評価指標	新潟支部の 偏差値 （平成30年度）	全国順位 （最終） ※速報値
1	特定健診等の受診率	６７点	全国　１位
2	特定保健指導の実施率	４８点	全国　２６位
3	特定保健指導対象者の減少率	５４点	全国　１６位
4	医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率	４８点	全国　２７位
5	後発医薬品の使用割合	５６点	全国　１０位
-	総得点	２７３点	全国　４位

※総得点については、各評価項目における偏差値の端数の関係上、合計が一致しない場合がございます。
　また、今回掲載の情報は速報値となります。今後の集計結果により、得点や順位が変動する場合がございます。

平成30年度（4月～3月）データを用いたシュミレーション

健康保険料率を10%とした場合、保険料の金額はどれぐらい変わるのか？

（計算例）標準報酬月額30万円　保険料額は労使折半前の金額

制度導入前
30万円×10.0%＝30,000円

（財源分保険料率が0.004%）

制度導入後	1か月	年間
30万円×（10.0%+0.004%）＝30,012円	+12円	+144円

1人分でもこんなに違う！（72円）

1年間でこれだけの差に！（864円）

（財源分保険料率が0.004%で、報奨金による保険料率の減算が0.024%であった場合）

制度導入後かつ報奨金による減算あり	1か月	年間
30万円×{（10.0%+0.004%）－0.024%}＝29,940円	▲60円	▲720円

【報告事項２】
オンライン資格確認の円滑な実施に向けた
マイナンバーカードの取得促進について

令和元年６月４日
デジタル・ガバメント閣僚会議資料

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

資料1-1

■ **国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。**

■ **関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。**

１．自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として**令和２年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用**。
- マイキープラットフォームの改修や**制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等**を着実に進める。

２．マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを**令和3年3月から本格運用**。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、**令和４年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し**、具体的な工程表を８月を目途に公表。医療機関等の**読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施**。
- 令和４年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、**保険者毎の被保険者のカード取得促進策**を本年８月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による**本年度中のマイナンバーカードの取得を推進**。

３．マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和４年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を８月を目途に公表。市町村ごとの**マイナンバーカード交付円滑化計画**の策定の推進と**定期的なフォローアップ**を行うとともに**必要な支援を実施**。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

令和元年６月４日
デジタル・ガバメント閣僚会議資料

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（概要）

Ⅰ 基本的考え方

- **国民にマイナンバー制度のメリットをより実感**していただける**デジタル社会を早期に実現**するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

Ⅱ マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1．自治体ポイントの活用

（１）制度設計等（**基本的な制度設計について、検討を加速**し、**結論を得次第、順次広報を実施。**）

（２）環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2．マイナンバーカードの健康保険証利用

（１）医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用　等）

（２）マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を**令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指す**こととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。**令和4年度末までの具体的な移行スケジュール**を含め、**保険者毎の被保険者のカード取得促進策**についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、**本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。**）

（３）企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化　等）

3．マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

（１）全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等(安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、**令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定**し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。)

（２）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）

（３）マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））

（４）住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備　（新生児、外国人等の住民票作成）

（５）取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）

（６）電子証明書等の更新への対応

4．マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5．マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6．マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

Ⅲ フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

令和元年９月３日
デジタル・ガバメント閣僚会議資料

1

各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策等（総括）

１．マイナンバーカードの取得、移行スケジュール

○　各保険者では、デジタル・ガバメント閣僚会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和４年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録（保険証としての登録）の促進に取り組む。

○　国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、令和元年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。

○　移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

２．マイナンバーカードの取得促進等の具体的取組

○　令和３年３月からマイナンバーカードを健康保険証として本格的に利用できるよう、各保険者において、健康保険証の発行時や更新時をはじめ、様々なチャネル（医療費通知や健診受診表の送付、機関誌等）を用いて、事業主、加入者等へのカードの取得と初回登録の促進を行う。

○　保険者・事業主が主催するイベント（健診会場、健康づくりイベント）等において、マイナンバーカード取得に関するポスター・リーフレット等を活用した周知広報や、市区町村における出張申請サービスを活用した取得申請の支援に取り組む。

○　国家公務員及び地方公務員等では、交付申請書の配布により、被保険者による取得申請を支援し、一斉取得に取り組む。

○　市町村国保、後期高齢者医療広域連合では、市町村のマイナンバー担当課との連携を強化し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報や、未取得者へのカードの取得申請の支援に取り組む。

３．カード取得状況のフォローアップ

○　各保険者において、保険者の規模や構成を踏まえ、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録の進捗状況について定期的にアンケート調査等を行い、事業主等を通じた未取得者へのカード取得と初回登録の働きかけなど、フォローアップを行う。

○　各保険者では、被保険者のカード取得状況をフォローアップした上で、他保険者等におけるベストプラクティス（出張申請サービスの活用、交付申請書の配布等）を活用するなど、必要な対策を講じる。

（※）初回登録の進捗は、支払基金に登録される各保険者別の初回登録の情報を、厚生労働省が定期的に把握し、各保険者に共有する方法を想定。

令和元年９月３日
デジタル・ガバメント閣僚会議資料

2－2 全国健康保険協会におけるマイナンバーカード取得促進策等

○ 全国健康保険協会（約220万事業所（事業主）：加入者約3，940万人）では、以下の取組により、デジタル・ガバメント閣僚会議で示されるマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中にほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録（保険証としての登録）の促進に取り組む。

○ 移行スケジュールについては、今後の環境整備の進捗状況等を踏まえつつ、更なる具体化を含め、見直しを行う。

【全国健康保険協会（協会けんぽ）】

●マイナンバーカードの取得促進に向けた取組

事業主（企業）と加入者（従業員等）向けに、順次、オンライン資格確認に関する周知広報及びマイナンバーカードの取得要請を行う

【事業主（企業）への働きかけ】

・健康保険料の納入告知書など、定期的な文書送付の機会を捉まえて、従業員へのオンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得要請への協力を依頼

➢事業主（企業）における協力の例としては、新入社員等への保険証交付時や新入社員向け研修会での周知、従業員向けに発行している広報誌等への特集記事の掲載等が考えられる

・企業の事務担当者を対象とした説明会で従業員に対するオンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得要請への協力を依頼

・市区町村が実施する出張申請サービスの活用の依頼

【加入者への働きかけ】

・ホームページ等にオンライン資格確認やマイナンバーカード取得に関する情報を掲載

・医療費通知や特定健診受診券の送付時におけるオンライン資格確認の周知とマイナンバーカード取得の要請

・協会けんぽが主催する各種イベント（健診会場、健康づくりイベント等）開催に合わせた出張申請サービスの活用

●フォローアップ

・業所管官庁によるアンケート調査等にあわせて、協会けんぽにおける取得状況等についてのアンケート調査等を実施

・各保険者におけるベストプラクティスを活用するなど、被保険者の申請・取得状況を踏まえ、必要な対策を講ずる。

【厚生労働省】

・初回登録の進捗については、保険証としての登録の進捗を厚生労働省が支払基金の情報を元に定期的に把握し、保険者と共有する。

・被用者保険において、オンライン資格確認及びマイナンバーカード取得促進を円滑に進めていくためには、事業主（企業）の理解と協力が不可欠。そのため、国からも主要経済団体等を通じてアプローチ。

令和元年９月３日
デジタル・ガバメント閣僚会議資料

全体スケジュール

（マイナンバーカード交付枚数（想定））

2020年７月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年３月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年３月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年３月末	ほとんどの住民がカードを保有	

（マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備）

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年８月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年３月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の６割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年３月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の９割程度での導入を目指す
2023年３月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す